

特集

外国人介護人材の受入れと公的支援

編集部

先日、東京都が設置する東京外国人材採用ナビセンターから「外国人材受入総合サポート事業」の案内が当協会宛に送られてきた。これは都内中小企業に広く配布されたもので、東京都が外国人の採用・活用の支援を行うというお知らせで、外国人材採用セミナーなどのチラシが7種類同封されていた（写真1）。同センターは東京新宿区の四ツ谷駅前に事務所を設置し、外国人採用を考えている企業向け、就職を希望する外国人向けに相談対応し、セミナースペースなども備えられている（写真2）。



（上）写真1 外国人採用・活用支援事業のチラシ

（下）写真2 東京外国人材採用ナビセンター

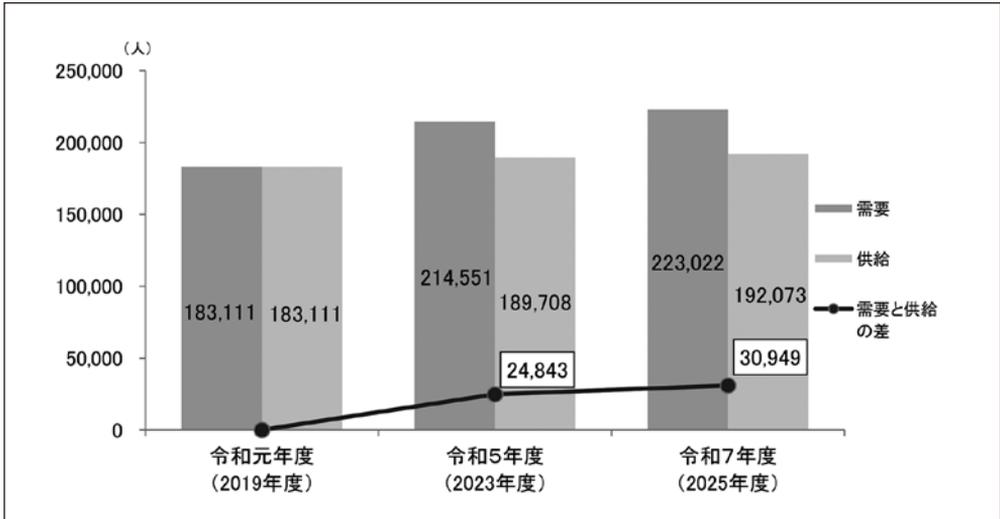
介護福祉人材の不足と外国人材の導入

外国人材の現場労働への受入れについては、かつて「建前として許容しない」という政府方針が表明されていたが、その方針が受入れに向け急速に方向転換したのは自民党内に「労働力確保に関する特命委員会」が設置された2015年ころからであろう。2016年に超党派で日本語教育推進連盟が結

成され、2018年には「特定技能」の在留資格が新設されるなど、外国労働受入れの整備が着々と進められてきている。我が国の現場労働の人材不足がより顕在化して、技能実習など「国際協力」を建前とした制度では現実に対応しきれない状況となったということだろう。

介護分野の人材不足について東京都は、東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～

図表 1 東京都における介護職員需要・供給推計結果の比較



東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）より

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisaku/koureisyakeikaku/08keikaku0305/08keikaku-pdf.html>

令和5年度)を策定し、詳細な分析を行っている。これによると、2025年には必要とされる介護職員は22万人であるが、供給される人材は19万人で、3万人の介護職員が不足すると見込まれるとしている(図表1)。

一方、2019年の東京における介護人材の有効求人倍率は7.15倍(求職者1人に対する求人数)となっていると報告されており¹、この段階ですでに人材供給がきわめて逼迫しているということは明白である。同報告書では介護従事者の離職率の高さ(17.9%、うち3年以内の離職が2/3程度)や、「体力的・精神的にきついが、給与水準が低

い」という仕事に対するイメージも問題点として取り上げられ、その対応方策が示されている。このような人材不足の業種ゆえの外国人材導入という事情があるわけだが、同時にエッセンシャルワークとして十分な待遇保証がなされなければならないという実態も置き去りにはできないだろう。

外国人介護職員雇用の4ルート

看護・介護の分野の外国人材受入れについては、二国間の経済連携協定(EPA = Economic Partnership Agreement)

1 東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisaku/koureisyakeikaku/08keikaku0305/08keikaku-pdf.html>

に基づいて、2008年よりインドネシア、2009年よりフィリピン、2014年よりベトナムからの受入れが一足先に始められた。厚生労働省のホームページ上では「看護・介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、経済活動の連携の強化の観点から実施するもの」と建前が記載された。しかし、逆にこの業種の人材不足に対し、早々に外国人材を導入しなければならないという現実を認識させることとなったのではないだろうか。この制度では一定期間以内に看護師（3年）、介護福祉士（4年）の国家資格を取得することが必須の条件とされたため、当初よりそのハードルの高さが問題とされた。

現在の外国人介護人材の受入れは、EPAによる受入れの他、留学生として介護福祉士養成校（専門学校）で学習し在留資格「介護」を取得する留学ルート、技能実習制度によるルート、在留資格特定技能1号によるルートの4種類が併存する形で進行している（図表2）。

ここでは、4ルートそれぞれの制度の解説は厚生労働省のホームページに譲るが、技能実習、特定技能で入国した外国人がその在留期限内に「介護福祉士」の国家資格を取得すると、在留資格「介護」に変更することができることとなっている。在留資格「介護」は「技術・人文知識・国際業務」

図表2 介護職員を雇用できる4つの制度の概要

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック（厚生労働省）より

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要							
	雇用できる外国人介護職員は介護福祉士の資格を持っている？	外国人介護職員にはずっと働いてもらえる？	外国人介護職員は母国での資格や学習経験がある？	外国人介護職員の日本語能力の目安は？	外国人介護職員の雇用にあたって受入調整機関等の支援はある？	外国人介護職員が就労可能なサービス種別に制限はある？	
EPA	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用 ⇒ 6ページへ	資格なし ただし、資格取得を目的としている	資格取得後は永続的な就労可能 一定の期間中に資格取得できない場合は帰国	看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定	大多数は、就労開始時点でN3程度 ※3 入国時の要件は 尼・比・N5程度、越・N3	あり JICWELLSによる受入調整	制限あり 介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能
介護	日本の介護福祉士養成校を卒業した「在留資格(介護)」をもつ外国人の雇用 ⇒ 7ページへ	介護福祉士	永続的な就労可能	個人による	一部の養成校 ※4の入学要件はN2程度	なし	制限なし
技能実習	技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 ⇒ 8ページへ	資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能	最長5年 ※1 ※2	監理団体の選考基準による	入国時の要件はN4程度	あり 監理団体による受入調整	制限あり 訪問系サービスは不可
特定技能	在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 ⇒ 9ページへ	資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能	最長5年 ※1 ※2	個人による	入国時の要件は、ある程度 日常生活ができ、生活に支障がない程度の能力 介護の現場で働く上で必要な日本語能力	あり 登録支援機関によるサポート	制限あり 訪問系サービスは不可

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000497111.pdf>

ビザなどと同様、家族の帯同ができ、在留期間更新の制限がない、いわゆる高度外国人材としての範疇に分類される。このようなことから、EPAでの受入れも含め最終的に「介護福祉士」「看護師」の国家資格取得を目指すことを推奨する制度設計となっていると言える。

自治体の外国介護人材受入れ支援

このような介護を含む外国人材支援政策は、政府が設置する「外国人材の受入れ・

共生に関する関係閣僚会議」が発表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年版）²とその具体的実行計画である「ロードマップ」³に従って、地方自治体が推し進めている政策の一環である。介護人材については各都道府県ごとに政策が策定されており、例えば埼玉県では「外国人のための環境整備事業補助金」を設け、県内の介護施設等が介護福祉士を目指す留学生、技能実習生、特定技能外国人を受入れた場合、日本語習得などの費用に対して補助金を出している。（図表3）

図表3 埼玉県 令和4年度外国人のための環境整備事業補助金

対象者	対象経費	基準額	補助率
介護福祉士を目指す留学生 （日本語学校在籍者）	日本語学校学費 （授業料、入学金）	年額 1人あたり60万円	1/3
	居住費（家賃）	月額 1人あたり3万円	1/3
技能実習生（介護）	日本語学習費	年額 1介護事業所あたり30万円 ただし、1受入事業者あたり60万円を上限する	2/3
	居住費（家賃）	月額 1人あたり3万円	1/3
特定技能1号	日本語学習費	年額 1介護事業所あたり30万円 ただし、1受入事業者あたり60万円を上限する	2/3

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/gaikokujinukeire/gaikokujinukeire.html>

埼玉県外国人のための環境整備事業補助金ページ 【申請受付期間は令和4年12月23日（金曜日）まで】

2 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」

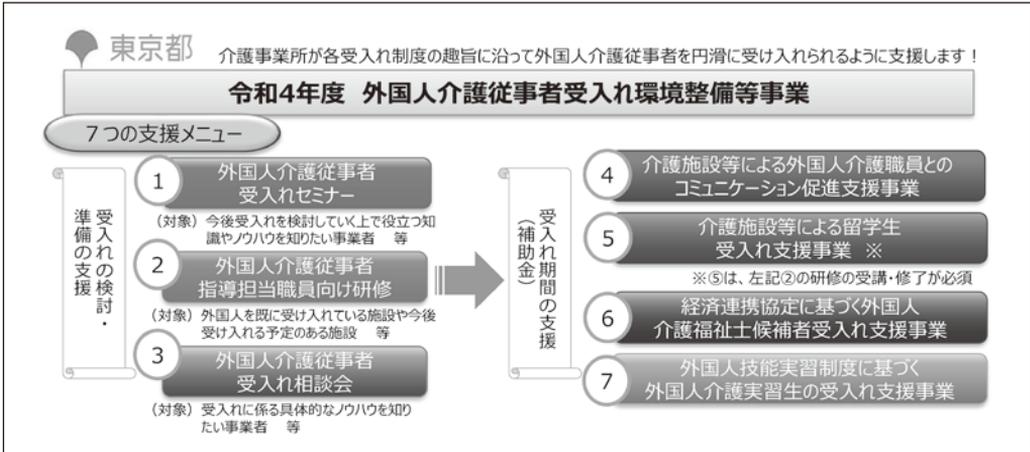
3 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/roadmap_honbun.pdf

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

東京都でも、同様に「外国人介護従事者受入れ環境整備等事業」を実施しており、介護施設が外国人材受入れを検討・準備する際の「受入れセミナー」「職員研修」「相談会の実施」と、外国人材受入れ後の「業

務マニュアル作成費」「日本語学習費」補助や、将来介護士となる留学生を受入れた場合の学費、住居費補助などの支援を、公益財団法人東京都福祉保健財団を通じて行っている。(図表4)

図表4 東京都 令和4年度外国人介護従事者受入れ環境整備等事業



令和4年度外国人介護従事者受入れ環境整備等事業チラシより
<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

図表5 留学生受入れ支援事業対象経費・基準額

対象経費・基準額	補助率 1 / 3
①学 費	5万円(月額)
②入学準備金	20万円(1回限り)
③就職準備金	20万円(1回限り)
④国家試験受験対策費用	4万円(1回限り)
⑤居 住 費	3万円(月額)
※上記②は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象	
※上記③④は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象	
※日本語学校の場合は、卒業日前の引き続く1年以内の経費が対象	

公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページより
<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

都が実施する「介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業」(図表4-④ 以下コミュニケーション促進支援事業)では、介護施設が雇用する外国人職員の日本語学習や多言語翻訳機の購入などに対し、補助率2/3で30万円までの補助金が支給される。また、「介護施設等による留学生受入れ支援事業」(図表4-⑤ 以下留学生受入れ支援事業)では日本語学校又は介護福祉士養成施設に通う留学生を雇用している事業所を対象として、左記図表5のように学費、入学準備金、住居費などに対し補助金を支給している。

編集部では、当事業の担当部署である東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課に、事業の実施状況について問い合わせをしたところ、2019年より「留学生受入れ支援事業」が実施され2800万円の予算措置が取られたが、2年続けて支援を受けた事業所はなかったという。さらに2021年、2022年と予算額が半減している。もちろん、コロナウィルス禍により留学生が入国できなかった事情はあると思われるが、せっかくの予算措置が取られた補助事業なので、介護施設や日本語教育施設、介護福祉専門学校が連携を取り、十分有効に活用されるよう期待したい。

図表6 東京都受入れ支援事業の予算と実績

	1 コミュニケーション促進支援事業		2 留学生受入れ支援事業	
	予 算	支援事業所数	予 算	支援事業所数 (支援者数)
2019年	—	—	28,000,000円	0名
2020年	—	—	14,000,000円	0名
2021年	12,000,000円	67事業所	6,860,000円	4事業所・15名
2022年	8,800,000円	実施前	3,728,000円	実施前